

旭川市換地委員会条例

令和元年9月13日条例第82号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市が受託する国営旭東土地改良事業に係る換地業務について調査審議するため、旭川市換地委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 換地設計基準の策定に関すること。
- (2) 従前の土地及び換地に係る評価基準の作成に関すること。
- (3) 従前の土地及び換地の評価に関すること。
- (4) 換地計画原案の作成に関すること。
- (5) 一時利用地の指定計画の作成又は変更に関すること。
- (6) その他換地業務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第117条の規定により分けた区（以下「換地区」という。）ごとに、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。ただし、その過半数は、第1号に掲げる者のうちから委嘱しなければならない。

- (1) 法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格を有する者
- (2) 市長が適當と認めた者

2 特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員の任期は、換地区に係る換地業務の完了の日までとする。

2 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

3 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。